

## おくやみコーナーを始めます

亡くなった後の市役所での手続きをスムーズに行えるように「おくやみコーナー」を始めます。

手続きの時間を短くするため、必要な申請書などを事前に準備して受け付けます。市役所に来る日にちを予約してください。

※予約がない人も受け付けますが、予約が優先となり、長時間かかることがあります。

●**開始日** 3月1日(水)

●**会場** 市役所本館1階

※総合案内に「おくやみコーナー」と伝えてください。専任の職員が案内します。

●**必要なもの** ◇印鑑◇通帳◇保険証 など

※状況により異なりますので「死亡に伴う手続きのしおり」を見てください。しおりを持っていない人は問い合わせてください。

●**予約方法** 電話

●**予約と問い合わせ先**

総合窓口センター受付・サービス担当

☎(580)1842



## 引越しが決まったら 上下水道局へ連絡を

引っ越しなどに伴い、水道・下水道の使用を中止する場合は、連絡が必要です。引っ越しの5日前までに必ず連絡してください。

※管理会社が水道料金・下水道使用料を請求するマンションなどの場合は、管理会社に問い合わせてください。

●**問い合わせ先**

料金施設課料金担当

☎(580)1923

## 軽自動車・バイクの廃車手続きなどは済みましたが 軽自動車税(種別割)が課税されます



軽自動車税(種別割)は、4月1日時点で軽自動車(原付・バイク・軽四輪など)を所有する人に対し、

その年度分の軽自動車税(種別割)が全額課税されます。自動車税(種別割)と異なり、月割課税制度はありません。

その年度分の軽自動車税(種別割)が全額課税されます。自動車税(種別割)と異なり、月割課税制度はありません。

次の場合は、4月1日までに廃車などの手続きを行わなければ課税されます。早めに手続きをしてください。

◇使用不能になった(故障など)  
◇すでに車両を持っていない(盗難、譲渡など)

◇住所が変わった(転入・転出した人)

◇所有者が死亡した(引き続き使用する人がいる場合、名義変更の手続きが必要です。)

●**問い合わせ先**

種別により手続き窓口が異なります。

種別	手続き窓口
◇原動機付自転車(125cc以下のバイク) ◇小型特殊自動車(ミニカーやフォークリフトなど)	市税課市民税担当 ☎(580)1827
125ccを超えるバイク	福岡運輸支局 ☎050(5540)2078
軽自動車	軽自動車検査協会 福岡主管事務所 ☎050(3816)1750

## 3月31日(金)が納期限です

◇国民健康保険税(第10期)

◇介護保険料(第10期)

◇後期高齢者医療保険料(第9期)

延滞金は  
年  
8.7%

※令和5年の割合です。

※納期限の翌日から1カ月を経過する日までの割合は年2.4%です。

LINEで納期限のお知らせを発信中  
バーコードを読み込み、友だち追加後に「受信設定」で通知を希望する税目を選んでください。



□座振替が便利

市ホームページで申し込みます。

※一部対応していない金融機関があります。

●**問い合わせ先**

◇納付に関する事

納税課納税相談担当

☎(580)1975

◇口座振替に関する事

納税課納税管理担当

☎(580)1832

